

平成23年7月新潟・福島豪雨災害で被災された方へ

平成23年9月6日

新潟県後期高齢者医療広域連合

このたびの新潟・福島豪雨災害で被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。
新潟県後期高齢者医療広域連合としましては、新潟・福島豪雨災害により被災された被保険者の保険料及び医療費の一部負担金につきまして、下記のとおり対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○保険料の減免について(※平成23年9月6日掲載)

【減免対象期間】

平成23年度保険料

普通徴収…8月末納期限分から、特別徴収…8月15日支払分から

【減免基準】

被保険者(又は属する世帯の世帯主)が所有し、居住している住宅、家財等が災害により被害を受けた場合

※前年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯であって、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が、その住宅、家財等の価格の3割以上の世帯

・損害の程度が3割以上5割未満のとき

前年の合計所得金額	減免割合
500万円以下	2分の1
500万円超から750万円以下	4分の1
750万円超から1,000万円以下	8分の1

・損害の程度が5割以上のとき

前年の合計所得金額	減免割合
500万円以下	全額
500万円超から750万円以下	2分の1
750万円超から1,000万円以下	4分の1

【申請期限】

平成23年12月28日(水)

○医療費の一部負担金(窓口での自己負担)の減免について

住民税非課税か住民税が減免されている(減免の対象も含む)被保険者、または後期高齢者医療保険料が減免されている(減免の対象も含む)被保険者で、住宅・家財に半壊又は同程度以上の被害を受けたこと等により、一部負担金の支払いが困難となった方はお住まいの市町村窓口にご相談ください。

お問い合わせ

○保険料について

新潟県後期高齢者医療広域連合

業務課 保険料賦課係

025-285-3222

○一部負担金について

新潟県後期高齢者医療広域連合

業務課 医療給付係

025-285-3222